発行日 令和 5年 3月15日/ 第100号 発 行 **土沢地域づくり会議 代表 新田繁夫** 〒028-0115

花巻市東和町安俵 6 区 53 番地 TEL 0198-42-3255 FAX 0198-42-4234

広報十二鏑 100 号に寄せて

土沢地域づくり会議 代表 新 田 繁 夫



寒さ暑さも彼岸までと申しますように、過ごしやすい季節となってまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

当土沢地域づくり会議は、地域の皆様に根差した事業を行いながら 15年経過してきました。

そして、数多くの皆様に情報をお伝えするため平成 23 年 8 月 1 日 に広報「十二鏑」第 1 号を発行し、地域づくり会議の事業の内容や各自 治会の活動状況、各種スポーツ大会など多種多様な情報をお伝えしてま いりました。

初めは約3か月間隔で発行しておりましたが、平成28年9月15

日(第22号)からは、少

しでも新鮮な情報を早くお伝えするため毎月発行して まいりましたが、今月号をもって第 100 号の発行と なりました。

その間、三陸大震災や台風被害そして岩手国体など いろいろな出来事がありましたが、休刊もなく皆様に 情報提供してまいりました。

最近では「ふるさと歴史展示室」東和の歴史を掲載 し、「コミセン」に足を運ばなくても東和の歴史を知っ ていただく工夫をしております。

まだまだ情報不足の面も多々あるとは思いますが、

今後も皆様に見やすい・わかりやすい地域の広報として発信してまいります。

ちなみに「十二鏑」の題字の意味は、ここ土沢地区はその昔、朝敵退治のため陣を張った源義家公が従臣と共に十二本の白羽の鏑矢を、砂上に立て戦勝祈願したことから村名を「十二ヶ鏑矢村」と称して来た由来から頂戴し、鏑町の晴山潔(巨訪)さんにお願いして心を込めて書いていただいたものです。

なお、今後発行するに当たって皆様がこのような情報を載せて欲しい等要望がありましたら、可能な限り対応していきたいと考えております。どうぞ皆様の忌憚のないご意見をお願いいたします。



歴史講座…盛岡市遺跡の学び館

感の移動研修が人気を感じる。丸ごと体本物に出会い…本物

土沢地区の人口と世帯数

令和5年1月末日現在

行政区	日本人住民						外国人住民			
	世帯数	男	女	計	出生	死亡	世帯数	男	女	計
土沢第1 (新地・百ノ沢)	129	173	182	355	0	0	0	0	1	1
土沢第2(鏑町)	142	140	176	316	0	1	0	0	З	3
土沢第3(中町・下町)	152	172	187	359	0	1	13	2	12	14
土沢第4(駅前・上町)	176	179	212	391	0	0	7	7	1	8
土沢第5(前郷・八日市場)	137	177	191	368	0	1	0	1	0	1
土沢第9(六本木)	251	294	336	630	1	1	9	8	1	9
合計	987	1,135	1,284	2,419	1	4	29	18	18	36

ふる歴コーナー

桜前線が北上…各地から花だより…草木が芽吹き季節は一気に春へ。野山が一斉に動き出す…

東和の天然記念物 さくら

東和地域には数多くの指定文化財が所在します。特に、樹木の天然記念物が22件と多く、次いで旧小原家住宅や旧伊藤家住宅などの歴史的建造物が13件、宮沢賢治の作品世界観に強く影響を与えた場所として県内7か所一群指定された国指定名勝「イーハトーブの風景地」のひとつ・五輪峠などがあります。

花巻市内の指定天然記念物の桜は10件、その内6件が東和地域にあります。のどかな 田園風景のなかで季節の移ろいを人々に知らせています。

前田の吉野桜

この木は、水田に囲まれた見晴らしの 良い草地に生育しています。毎年 4 月の 終わりごろに花を咲かせ、遠く離れた場 所からも見えるため、「種蒔き桜」と呼ば れ親しまれています。幹に見られる多く のコブが、この木の樹齢を物語っていま す。



八日市場の雲南桜

この木の下には「雲南さま」の祠があり、 そこから雲南桜と呼ばれるようになったと 伝えられています。幹に空洞ができ、枯れた 部分もありますが、毎年春には花を咲かせ ています。昭和初期までは、猿ヶ石川を行き 交う渡し船から、雲南桜を眺めることがで きたといわれています。



前田の染井吉野桜

前田の染井吉野桜は小高い丘にある個 人の屋敷の庭に生育しています。

指定樹齢は約 400 年ほどといわれ、毎年見事な花を咲かせています。



愛宕神社の種蒔き桜

この桜は、愛宕神社の鳥居の前に生育 しています。愛宕神社周辺の桜の中で、 最も早く花が咲き、その時期が種蒔きの 時期に重なることから、種蒔き桜として 親しまれています。



東和地域の天然記念物・史跡名勝・建造物は、その多くが個人の所有する敷地内に生育・所在しています。道路・歩道等の交通安全に十分注意して見学することは可能です。敷地内へ立ち入っての見学は、所有者の承諾を得た上で節度をもって見学してください。